				二　二級 イ　実技試験 ロ　学科試験 三　三級 イ　実技試験 ロ　学科試験
着付け	（略）	（略）	（略）	（略）
レストランサービス	（略）	（略）	（略）	（略）
フィットネスクラブ・マネジメント	一般社団法人日本フィットネス産業協会	東京都千代田区鍛冶町二丁目二番三号	フィットネスクラブ・マネジメント職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一　一級 イ　実技試験 ロ　学科試験 二　二級 イ　実技試験 ロ　学科試験 三　三級 イ　実技試験 ロ　学科試験	平成二十九年十月二十四日
ビル設備管理	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

				（略）
着付け	（略）	（略）	（略）	（略）
レストランサービス	（略）	（略）	（略）	（略）
ビル設備管理	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省国土交通省令第一号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二十一条第一項の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十九年十月二十四日

厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則

（登録事業者の要件）

第一条　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十一条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　法第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であること。

二　法第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人であること。

三　賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号）第三条第一項の規定による登録を受けていること。

四　第一号の構成員が団体である場合にあっては、当該団体の構成員であること。

五　前各号のいずれかに該当する者に対し、法第十条第五項に規定する登録住宅のうち、法第二十一条第一項の規定による通知に係る同項に規定する被保護入居者（次条において単に「被保護入居者」という。）が入居するものの管理を委託していること。

（被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となる事情）

第二条　法第二十一条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　被保護入居者が家賃又は共益費（以下この条において「家賃等」という。）の請求に応じないこと。